

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和 8 年度第 1 回さいたま市建築審査会
2 会議の開催日時	令和 8 年 7 月 8 日（水曜日） 1 0 時 0 0 分 から 1 1 時 0 0 分まで
3 会議の開催場所	さいたま市役所 議会棟 2 階 第 6 委員会室
4 出席者名	馬橋隆紀会長、白石加代子委員、白石明委員、 伊藤史子委員、篠原厚子委員、伊東弘行委員、 持田光司委員（7 名）
5 欠席者名	なし（0 名）
6 議題及び公開又は非公開 の別	別紙による
7 非公開の理由	さいたま市建築審査会運営規程第 5 条第 1 号に 該当するため
8 傍聴者の数	0 人
9 審議した内容	別紙による
10 問合せ先	建設局 建築行政部 建築総務課 管理係 電話番号 0 4 8－8 2 9－1 5 3 8
11 その他	さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要 綱第 8 条第 2 項ただし書の規定により、議事概 要を公表します

1 議題

(1) 第1号議案

法第56条の2第1項ただし書きの規定による許可の報告

(2) 第2号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可の報告

(3) 第3号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可の報告

(4) 第4号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可の報告

2 審議の結果

第1号議案から第4号議案 了 承

3 公開・非公開の別

公開 : 第1号議案

非公開 : 第2号議案から第4号議案

(さいたま市建築審査会運営規程第5条第1号に該当するため)

以 上

建築審査会要旨

会 議 名	令和8年度第1回さいたま市建築審査会
開催日時	令和8年7月8日（水） 10：00～11：00
開催場所	さいたま市役所 議会棟2階 第6委員会室
出席委員	馬 橋 隆 紀
	白 石 加 代 子
	白 石 明
	伊 藤 史 子
	篠 原 厚 子
	伊 東 弘 行
	持 田 光 司

1 案 件

(1) 第 1 号議案

法第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書きの規定による許可の報告

(2) 第 2 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可の報告

(3) 第 3 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可の報告

(4) 第 4 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可の報告

2 公開・非公開の別

公開 : 第 1 号議案

非公開 : 第 2 号議案から第 4 号議案

(さいたま市建築審査会運営規程第 5 条第 1 号に該当するため)

3 傍聴人の数

0 人

4 議事録の署名について

・ 白石加代子委員及び白石明委員に決定

(次項あり)

5 審議内容

(1) 第1号議案

建築審査会 許可の報告の場合、申請者からの理由書の添付が必要ではなかったか。

特定行政庁 許可申請書に理由書は添付しているが、今回の資料には添付していない。理由書の中で必要性は確認している。

(了承)

(2) 第2号議案

建築審査会 平成30年築（申請地南側）のものも許可案件か。

特定行政庁 西側の公道に路地形状で接道が取れている敷地ですので、許可は取っていない。

建築審査会 とば口の右側、35年増築、2階建て、店舗兼住宅（30番3）について、北側だけが黄色く塗られているようですが、この1宅地で、一部は後退しているけれども、南側は後退していないということか。

特定行政庁 塀がないので、空地としては後退しているが、ベランダだけが突出している。

(了承)

(3) 第3号議案

建築審査会 2項道路と協定通路の間の白色の部分の扱いは。

特定行政庁 2項道路では、道路中心線から2メートルの位置まで後退した部分が道路後退部分となる。ただし、この部分はさいたま市へ寄附等がされていないため、所有権は引き続き民事所有となる。そのため図面上では茶色

で着色されていないが、建築基準法上は道路中心線から2メートルまでの範囲を道路とみなして扱う。

建築審査会 道路法上の道路に接したというふうに見てよいか。

特定行政庁 道路法上の道路ではないが、建築基準法上の道路には接しているという形になる。

建築審査会 ただし書通路と2項道路に接しているところにある隅切りは必須か。

特定行政庁 隅切りは必須ではない。

建築審査会 1166番5の方が再建築した際、隅切り部分を敷地設定しないよう行政指導することにはならないか。

特定行政庁 土地建物の関係権利者様のほうから、この計画で通路として確保していきますという民事協定を取られている。

(了承)

(4) 第4号議案

(了承)

以上